

平成19年草加市議会9月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第52号議案 草加市立病院事業建設改良積立金の目的外使用について
- 第53号議案 平成18年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第54号議案 平成18年度草加市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第55号議案 平成18年度草加市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第56号議案 平成18年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第57号議案 平成18年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第58号議案 平成18年度草加市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第59号議案 平成18年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第60号議案 平成18年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第61号議案 平成18年度草加市水道事業決算の認定について
- 第62号議案 平成18年度草加市立病院事業決算の認定について
- 第63号議案 平成19年度草加市一般会計補正予算（第3号）
- 第64号議案 平成19年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第65号議案 平成19年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第66号議案 平成19年度草加市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 第67号議案 平成19年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第68号議案 平成19年度草加市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第69号議案 平成19年度草加市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 第70号議案 草加市立市民交流活動センター設置及び管理条例の制定について
- 第71号議案 草加市商工業融資条例の制定について
- 第72号議案 草加市公害防止施設整備資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 第73号議案 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第74号議案 草加市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第75号議案 公共施設から暴力団等を排除するための関係条例の一部を改正する条例の制定について
- 第76号議案 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第77号議案 郵政民営化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第78号議案 草加市松原一丁目地内の住居表示の街区の区域の変更等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第79号議案 草加市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第80号議案 草加市土地開発公社定款の一部を変更する定款の制定について
- 第81号議案 長栄町第7公園下雨水貯留槽築造工事（19-5）請負契約の締結について

【報告】

- 第24号報告 専決処分の報告について
- 第25号報告 アコス株式会社第18期事業計画及び事業収支予算書の提出について
- 第26号報告 アコス株式会社第17期事業報告書の提出について

【請願】

- 請願第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書

第52号議案 草加市立病院事業建設改良積立金の目的外使用について

草加市立病院事業建設改良積立金を次のとおり目的外使用するため、地方公営企業法施行令第24条第5項の規定により、議会の議決を求めるものです。

平成18年度 草加市立病院事業欠損金処理計算書

(単位：円)

1 当年度未処理欠損金	4, 296, 320, 999
2 欠損金処理額	
(1) 建設改良積立金繰入額	<u>659, 426, 153</u>
3 翌年度繰越欠損金	<u><u>3, 636, 894, 846</u></u>

第53号議案 平成18年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について

第54号議案 平成18年度草加市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第55号議案 平成18年度草加市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第56号議案 平成18年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第57号議案 平成18年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第58号議案 平成18年度草加市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第59号議案 平成18年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第60号議案 平成18年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第61号議案 平成18年度草加市水道事業決算の認定について

第62号議案 平成18年度草加市立病院事業決算の認定について

平成18年度における一般会計、特別会計（7本）及び企業会計（2本）の決算の認定です。

第63号議案 平成19年度草加市一般会計補正予算（第3号）

平成19年度草加市一般会計補正予算（第3号）

歳入・歳出補正予算額 636,370千円

補正後の歳入・歳出予算額 59,685,302千円

補正予算の主な内容

歳入		(千円)	
款	補正額	主な内容	
8 地方特例交付金	-123,149	・地方特例交付金	
9 地方交付税	-845,257	・普通交付税	
12 使用料及び手数料	222	○ 市民交流活動センター使用料	
13 国庫支出金	5,600	● 土地区画整理事業補助金	
14 県支出金	11,978	□ 教育研究事業委託金	1,404
		▲ 保育対策等促進事業費補助金	10,574
17 繰入金	-552,765	・財政調整基金繰入金	
18 繰越金	2,080,477	・繰越金	
19 諸収入	52,564	◆ 底質ダイオキシン除去対策等負担金	52,164
		△ 防火・防災普及啓発推進事業助成金	400
20 市債	6,700	・臨時財政対策債	
合計	636,370		

歳出		(千円)	
款	補正額	主な内容	
2 総務費	933,012	○ 市民活動促進事業	3,089
		・ 草加市土地開発公社関係事業	915,423
		・ 収納管理事務事業	14,500
3 民生費	-224,086	・ 老人保健事業特別会計繰出金	-58,166
		・ 国民健康保険特別会計繰出金	-121,385
		・ 介護保険特別会計繰出金	-54,978
		・ 訪問介護サービス補助事業	58
		▲ 民間保育推進事業	10,385
4 衛生費		◆ 廃棄物処理事業【財源振替】	
8 土木費	-82,381	・ 新田西部土地区画整理事業特別会計繰出金	-83
		・ 公共下水道事業特別会計繰出金	-87,092
		・ 今様・草加宿綾瀬川左岸広場再生整備事業	4,794
		● 新田駅西口地区市街地整備事業【財源振替】	
9 消防費	812	△ 火災予防推進事業	400
		・ 消防団運営事業	412
10 教育費	9,013	□ 草加っ子「生き生きプラン」推進事業	1,004
		・ 青少年活動支援事業	1,919
		・ 高砂小学校校舎増築等事業	6,090
合計	636,370		

第64号議案 平成19年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

歳入・歳出補正予算額 0千円

補正後の歳入・歳出予算額 8,526,616千円

補正予算の主な内容

歳入		(千円)	
款	補正額	主な内容	
4 繰入金	-87,092	・一般会計繰入金	
5 繰越金	87,092	・繰越金	
合計	0		

第65号議案 平成19年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算

(第1号)

平成19年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

歳入・歳出補正予算額 0千円
補正後の歳入・歳出予算額 2,049,171千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
1 分担金及び負担金	1,013	□道路改良費負担金
3 国庫支出金	64,800	○土地区画整理事業補助金
4 繰入金	-83	・一般会計繰入金
5 繰越金	51,070	・繰越金
7 市債	-116,800	△土地区画整理事業債
合計	0	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
2 事業費		○△ 公共施設整備等関連事業【財源振替】 □○△物件移転補償関連事業【財源振替】 □ 区画整理関連委託事業【財源振替】
合計	0	

第66号議案 平成19年度草加市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度草加市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

歳入・歳出補正予算額 55,725千円
補正後の歳入・歳出予算額 10,481,008千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
4 繰入金	-58,166	・一般会計繰入金
5 繰越金	112,464	・繰越金
6 諸収入	1,427	・国庫支出金等過年度収入
合計	55,725	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
4 諸支出金	55,725	・諸支出金償還金
合計	55,725	

第67号議案 平成19年度草加市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成19年度草加市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

歳入・歳出補正予算額 85,539千円
補正後の歳入・歳出予算額 21,885,635千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
1 国民健康保険税	-18,313	・医療給付費分滞納繰越分
4 国庫支出金	-187,841	●介護納付金負担金 -102,102 ▲老人保健医療費拠出金負担金 -85,739
5 療養給付費等交付金	513,078	・療養給付費交付金
9 繰入金	-121,385	・一般会計繰入金
10 繰越金	-100,000	・繰越金
合計	85,539	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
3 老人保健拠出金	50,557	▲老人保健拠出金(医療費) 49,708 ・老人保健拠出金(事務費) 849
4 介護納付金	-300,302	●介護納付金
9 諸支出金	353,597	・過年度補助金返納金
11 前年度繰上充用金	-18,313	・前年度繰上充用金
合計	85,539	

第68号議案 平成19年度草加市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成19年度草加市介護保険特別会計補正予算（第2号）

歳入・歳出補正予算額 272,317千円
補正後の歳入・歳出予算額 6,829,689千円

補正予算の主な内容

歳入		(千円)	
款	補正額	主 な 内 容	
4 支払基金交付金	10,909	・介護給付費交付金(過年度分)	
7 繰入金	-54,978	・介護給付費繰入金(現年度分) -44,877	
		・地域支援事業費繰入金(介護予防事業) -2,010	
		・地域支援事業費繰入金(包括的支援事業・任意事業) -1,311	
		・その他一般会計繰入金(事務費等繰入金) -6,749	
		・その他一般会計繰入金(一般財源繰入金) -31	
8 繰越金	316,386	・繰越金	
合 計	272,317		

歳出 (千円)

款	補正額	主 な 内 容	
5 基金積立金	136,814	・介護給付費準備基金積立金	
7 諸支出金	135,503	・償還金	
合 計	272,317		

第69号議案 平成19年度草加市立病院事業会計補正予算（第1号）

収益的収支

[単位:千円]

区分/年度	平成19年度	補 正	計	備 考	
医業収支	医業収益	6,228,705	0	6,228,705	
	入院収益	3,824,135	0	3,824,135	
	外来収益	1,810,975	0	1,810,975	
	医業費用	7,670,884	0	7,670,884	
	給与費	3,930,396	0	3,930,396	
	材料費	1,058,026	0	1,058,026	
	経費	1,679,523	0	1,679,523	
	減価償却費	976,984	0	976,984	
	医業利益	△ 1,442,179	0	△ 1,442,179	
	医業収支比率	81.2	0	81.2	
医業外・特損益	医業外収益	424,052	36,065	460,117	賠償保険金
	医業外費用	272,729	36,065	308,794	解決金・弁護士費用
	経常利益	△ 1,290,856	0	△ 1,290,856	
	経常収支比率	83.7	0	83.7	
	特別利益	2,100	0	2,100	
	特別損失	3,600	0	3,600	
予備費	2,000	0	2,000		
事業収益	6,654,857	36,065	6,690,922		
事業費用	7,949,213	36,065	7,985,278		
当年度純損失	1,294,356	0	1,294,356		

第70号議案 草加市立市民交流活動センター設置及び管理条例の制定について

1 目的

こどもから大人まで多世代の市民に交流と活動の機会を提供し、地域での新たなコミュニティを創造するため、市民活動センター、谷塚児童センター及び青少年交流センターを配置する草加市立市民交流活動センターを設置するものです。

2 内容

(1) 名称及び位置

ア 名称：草加市立市民交流活動センター

イ 位置：草加市谷塚町752番地【旧谷塚文化センター】

(2) 施設

市民交流活動センターには次の施設を配置します。

ア 市民活動センター

イ 谷塚児童センター【現在の谷塚児童館を移設】

ウ 青少年交流センター

(3) 管理

市民交流活動センターの管理は市が行います。

(4) 各施設の事業

ア 市民活動センターの事業

市民活動センターは、市民活動の推進と協働の環境の向上を図るため、草加市みんなでまちづくり自治基本条例（以下「自治基本条例」といいます。）第21条に規定する拠点施設として、次に掲げる事業を行います。

(ア) 市民活動の支援に関すること。

(イ) 市民活動や協働にかかわる情報の収集及び発信に関すること。

(ウ) 市民及びその組織する団体の交流及び連携の推進に関すること。

(エ) 市民活動を推進する人材及び団体の育成に関すること。

(オ) 市民及びその組織する団体の活動に関する施設及び設備の提供に関すること。

(カ) その他市民活動センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

イ 青少年交流センターの事業

青少年交流センターは、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事業を行います。

(ア) 青少年の居場所づくりに関すること。

(イ) 青少年のための各種講座、講習会等の実施に関すること。

(ウ) 青少年のための文化活動、ボランティア活動等の育成及び支援に関すること。

(エ) 青少年及びその組織する団体等の活動に関する施設及び設備の提供に関すること。

(オ) その他青少年交流センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

【谷塚児童センターについては、草加市立児童館設置及び管理条例に規定されている事業を行います。】

(5) 使用対象者

ア 市民活動センター

市民活動センターを使用できる者は、自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を行っている、又は行おうとしている者のうち次に掲げるものとします。

(ア) 自治基本条例第2条第1号に規定する市民のうち個人のもの（以下「市民」といいます。）

(イ) 構成員の2分の1以上が市民である団体

イ 青少年交流センター

(ア) 市内に在住、在学等しているおおむね13歳からおおむね22歳までの者（以下「青少年」といいます。）及び青少年により自主的に組織された文化、芸術、スポーツ活動等を行う団体

(イ) 青少年を中心とした自主的な文化、芸術、スポーツ活動等を支援及び指導する者

(ウ) 市内の青少年健全育成推進団体

ウ 谷塚児童センター【草加市立児童館設置及び管理条例に規定】

(ア) 児童及び保護者

(イ) 子ども会等

(6) 施設の相互使用

市長は、市民交流活動センターの事業に支障がないと認めるときは、各施設の登録者に市民交流活動センターの施設を相互に使用させることができます。

(7) 会議室等の占用使用料

ア 市民活動センターを使用する場合 【有料】

イ 谷塚児童センターを使用する場合 [無料]

ウ 青少年交流センターを使用する場合 [無料]

※ 各施設とも相互利用の場合は有料

施設名	9:00~17:00 の使用料 円	17:00~19:00 の使用料 円	19:00~21:30 の使用料 円	全日 円
単位	2時間	2時間	2.5時間	
1階会議室	170	200	250	1,030
2階遊戯室	550	660	830	3,360
3階会議室	130		200	
3階体育室	1,190			

※ フリースペースの使用は無料

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成19年10月1日

(2) 草加市立児童館設置及び管理条例の一部改正

谷塚児童館の移設に伴い、草加市立児童館設置及び管理条例の一部改正を行います。

ア 名称を「谷塚児童センター」に変更【施設の面積が拡大されるため】

イ 開館時間を午前10時から午後5時までに変更【従前は午後6時まで】

ウ 休館日を水曜日（こどもの日に当たる場合は開館）・年末年始に変更【従前は日曜日・祭日（こどもの日は開館）・年末年始】

第71号議案 草加市商工業融資条例の制定について

1 目的

埼玉県信用保証協会の市町村小口企業保証取扱要領及び市町村制度金融保証取扱要領の制定に伴い、融資審査会の廃止、特定金融機関に対する融資の依頼その他融資決定に至る手続に関する規定を改めるとともに、当該改正に係る融資制度を統合し、新たな条例として制定するものです。

2 内容

(1) 融資の種類及び内容

ア 一般小口事業資金融資

融資限度額	12,500,000円		融資対象者の条件 ・保証人要（法人代表）
償還期間及び方法	設備資金	償還期間12年以内で割賦払い	
	運転資金	償還期間10年以内で割賦払い	
	併用資金	償還期間12年以内で割賦払い	
据置期間	設備資金	1年以内	
	運転資金	8月以内	
	併用資金	1年以内	

イ 特別小口事業資金融資

融資限度額	12,500,000円		融資対象者の条件 ・保証人不要 ・従業員数20人以下（サービスは5人以下） ・市町村民税に所得割（法人税割）があること。【利益が出ている企業】
償還期間及び方法	設備資金	償還期間12年以内で割賦払い	
	運転資金	償還期間10年以内で割賦払い	
	併用資金	償還期間12年以内で割賦払い	
据置期間	設備資金	1年以内	
	運転資金	8月以内	
	併用資金	1年以内	

ウ 商工業経営合理化資金融資

融資限度額	50,000,000円	
償還期間及び方法	設備資金	償還期間12年以内で割賦払い
	運転資金	償還期間10年以内で割賦払い
	併用資金	償還期間12年以内で割賦払い
据置期間	1年以内	

(2) 手続の流れ

市に融資の申請【申請者】

↓

申請内容の審査（資格要件等）及び決定並びに金融機関に融資の依頼【市】

↓

融資の審査【金融機関】

保証の審査を信用保証協会に依頼し、承諾を得る。

↓

融資の実行【金融機関】

※ 信用保証協会の要領改正により、草加市商工業融資審査会の審査が無くなりました。

(3) 利子補給

融資の貸付利息を軽減するため、貸付利息の一部を補給できるものとします。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成19年10月1日

(2) 廃止する条例【融資制度の統合に伴い廃止】

ア 草加市小口事業資金融資条例

イ 草加市商工業経営合理化資金融資条例

ウ 草加市中小企業緊急資金融資条例

(3) 草加市商工業活力増進資金融資条例の一部改正【条文の整備】

第72号議案 草加市公害防止施設整備資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

埼玉県信用保証協会の市町村制度金融保証取扱要領の制定に伴い、融資審査の手続の変更等を行うものです

2 内容

手続を次のように変更します。【草加市商工業融資条例と同様の手続です。】

市に融資の申請【申請者】

↓

申請内容の審査（資格要件等）及び決定
並びに金融機関に融資の依頼【市】

↓

融資の審査【金融機関】
保証の審査を信用保証協会に依頼し、承諾を得る。

↓

融資の実行【金融機関】

※ 信用保証協会の要領改正により、草加市商工業融資審査会の審査が無くなりました。

3 施行期日

平成19年10月1日

第73号議案 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

狭小宅地による住環境の悪化を防止し、良好な市街地の計画的な整備に寄与するため、小規模開発事業の最低敷地面積を義務化する等規定の見直しを行うとともに、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）の施行に伴い、条文の所要の整備を行います。

2 内容

(1) 小規模開発事業における最低敷地面積の義務化

これまで努力規定としていた小規模開発事業における最低敷地面積（地域により 100㎡～150㎡に規定）について、義務規定とします。

(2) 改正法施行に伴う所要の整備

ア 改正法施行に伴い、引用条文の改正を行います。【号ずれ】

イ 改正法施行により、国及び地方公共団体の行う開発行為についても都市計画法の技術基準が適用されることに伴い、公園等の設置基準について所要の改正を行います。

(3) その他所要の整備

3 施行期日

公布の日から施行します。

ただし、(1)小規模開発における最低敷地面積の義務化及び(2)改正法施行に伴う所要の整備については、平成19年11月30日（改正法施行の日）から施行します。

第74号議案 草加市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

公共事業等の円滑な進ちょくを図るため、公共事業等に係る墓地等の区域変更に伴う近隣への説明等変更許可の手続の適用除外規定を設定するものです。

2 内容

(1) 墓地等の構想説明等について

国や地方公共団体が行う公共事業等に協力する墓地等の区域の縮小に係る変更又は墓地等の区域の移転（拡張を除きます。）の場合で、かつ、変更後も設置場所の基準及び施設の基準の規定を満たすものについては、構想説明等を省略できることとします。

(2) 説明会等の実施について

国や地方公共団体が行う公共事業等に協力する移転を要しない墓地等において、墓地等の区域の縮小に係る変更の場合で、かつ、変更後も設置場所の基準及び施設の基準の規定を満たすものについては、関係住民等に対する墓地等の計画についての説明会等による説明を省略できることを追加します。

3 施行期日

公布の日

第75号議案 公共施設から暴力団等を排除するための関係条例の一部を改正する条例の
制定について

1 目的

市民生活の安全と平穩の確保を図るため、社会公共の利益に反することとなる暴力団等の公共施設の使用を制限するものです。

2 内容

(1) 対象施設

コミュニティセンター、ふれあいセンター、アコスホール、文化会館、物産情報館、社会福祉活動センター、総合福祉センター、高年者福祉センター、児童館（団体使用）、勤労福祉会館、都市公園（行為許可・有料施設）、奥日光自然の家、公民館、吉町集会所、勤労青少年ホーム、体育施設、市民温水プール

【上記の対象施設に係る設置及び管理条例を一括改正します。】

【今回の議会に提出する草加市立市民交流活動センター設置及び管理条例についても同様に規定します。】

(2) 使用の制限及び施設の遵守事項の設定等

ア 施設管理者は、当該施設の使用が「集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はその構成員若しくは関係者の利益になると認められるとき」又は「公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき」は、施設の使用を制限できる規定を追加します。

イ 施設管理者は、当該施設の遵守事項を定めるものとし、管理上必要があるときは、使用者に対して適宜な指示ができるようにします。

(3) 使用許可の取消等

施設の使用許可後、前号の使用の制限に該当することが判明した場合又は遵守事項若しくは指示に従わない場合は、施設管理者は使用許可の取消し又は停止を行うことができます。

3 施行期日

公布の日

◎ **市の公共施設439箇所から暴力団等を排除……条例、規則等23件改正**

- ① コミュニティセンターなど……条例17件一括改正
- ② 谷塚小学校共用施設・草加中学校体育館・小中学校目的外使用・小中学校体育施設開放……教育委員会規則3件一括改正
- ③ 平成塾・グラウンド開放……教育委員会要綱2件一括改正
- ④ アコスイベント広場……市要綱1件改正

第76号議案 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

市民生活の安全と平穩の確保を図るため、社会公共の利益に反することとなる暴力団員の市営住宅の入居を制限するものです。

2 内容

「その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）」に対して、市営住宅に係る次の制限等を行います。

- (1) 暴力団員に対して、市営住宅の入居、同居、入居の承継及び駐車場の使用を制限します。
- (2) 暴力団員であると判明したときは、市営住宅の明渡しを請求できることとします。

3 施行期日

公布の日

第77号議案 郵政民営化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 目的

郵政民営化に伴い、関係条例の条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 草加市税条例の一部改正

市民税の特別徴収税額の納入に係る規定から「郵便官署の振替貯金」を削除します。

(2) 草加市道路占用料徴収条例の一部改正

民間事業者が設置する「信書便差出箱」を占用料徴収の対象とします。

(3) 草加市下水道条例の一部改正

公共下水道の敷地等の占用に係る占用料の免除対象から「郵政事業に係る占用物件」を削除します。

3 施行期日

平成19年10月1日

第78号議案 草加市松原一丁目地内の住居表示の街区の区域の変更等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 目的

草加市松原一丁目地内の住居表示について、住居表示の街区の区域設定及び変更並びに街区符号の変更が実施されたことに伴い、関係条例の整理をするものです。

2 内容

次に掲げる公共施設の所在地を変更します。

(1) 草加市立栄小学校（草加市立学校設置条例の一部改正）

（旧）草加市松原一丁目 2番 2号 → （新）草加市松原一丁目 3番 2号

(2) 草加市立さかえ保育園（草加市保育園設置及び管理条例の一部改正）

（旧）草加市松原一丁目 2番 1号 → （新）草加市松原一丁目 3番 1号

3 施行期日

公布の日

第79号議案 草加市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的及び内容

建築基準法施行令の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行います。【条ずれ】

※ 住宅用防災警報器の設置の基準に係る避難階の定義について、建築基準法施行令を引用しているため、改正を行うものです。

2 施行期日

公布の日

第80号議案 草加市土地開発公社定款の一部を変更する定款の制定について

1 目的及び内容

郵政民営化法の施行に伴う郵便貯金法の廃止による公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴い、条文中「郵便貯金」を削る所要の整備を行います。

2 施行期日

埼玉県知事の認可の日

第 8 1 号議案 長栄町第 7 公園下雨水貯留槽築造工事（19-5）請負契約の締結について

1 目的

雨水流出抑制対策として貯留槽を築造し、健全な市街地の造成を図るため、本工事を施工するものです。

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の金額 752,955,000円

4 契約の相手方 保永・大翔特定建設工事共同企業体

5 工事内容

地下貯留槽 13,200m³

土工、機械設備工、電気設備工等一式

6 工期 本契約締結の日から455日間

7 入札

公告年月日 平成19年8月3日

入札日時 平成19年8月27日 午前10時

第 2 4 号報告 専決処分の報告について

平成19年6月27日午前10時35分ごろ、草加市立谷塚中学校の選択体育のソフトボールの授業中、生徒が打った打球が防球ネットを越えて、草加市谷塚上町614番地1の入江信夫氏の駐車場に止めてあった同氏所有の乗用車のボンネットに当たり、車両を損傷したことに対する損害賠償の報告です。

第 2 5 号報告 アコス株式会社第18期事業計画及び事業収支予算書の提出について

第 2 6 号報告 アコス株式会社第17期事業報告書の提出について

アコス株式会社【市の出資団体】の第18期（平成19年度）における事業計画及び事業収支予算書並びに第17期（平成18年度）における事業報告書の報告です。